

2024年2月13日

加古川支部研修会

# 部落差別のいま

～「同和」地区問い合わせ事象を中心に～  
宅建業者が留意すべき事項

1

部落解放同盟兵庫県連合会 書記次長

ひょうご部落解放・人権研究所 研究員

北川 真児

## 戸籍謄本など1通2万～4万円で探偵業者に提供した疑い 3500通分で7千万円得た行政書士の男逮捕



兵庫県警察本部 = 神戸市中央区



探偵業者の依頼を受け、他人の戸籍謄本や住民票を不正に取得したとして、兵庫県警生活経済課と姫路署は24日、戸籍法違反などの疑いで、栃木県宇都宮市の行政書士の男（50）を逮捕した。

逮捕容疑は昨年1月～今年4月、兵庫県姫路市や大阪市で、職務上請求する書面に「遺言書の作成」などと虚偽の理由を記載し、姫路市内の男性ら計6人分の戸籍謄本や住民票を取得した疑い。「覚えていない」と容疑を否認しているという。

同課によると、男は2016年ごろから浮気や身辺調査などを行っている探偵業者に対し、1通2万～4万円の手

数料で不正に取得した戸籍謄本などを提供していたといい、約5年間で約3500通を請求、計約7千万円の報酬を得た疑いがある。

今年4月、同市内の40代男性が自身の家族構成などを調べている探偵の存在を知り、県警に相談して発覚した。同容疑者は全国約50の探偵業者から同様の依頼を受けており、県警はうち2社についても容疑が固まり次第、書類送検する方針。

原戸籍や除票まで請求されており、身元調査のために取得された可能性は高い。この行政書士は9月14日に略式起訴処分を受けているが、2016年頃から1通2～4万円の手数料で全国の探偵社などに不正取得した情報を提供し、計3500通、約9000万円の報酬を得ていた。  
(加古川市：戸籍4、住民票2)

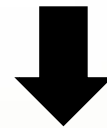
# 現代の部落差別の特徴

3

部落差別は本来、封建時代の被差別身分に「系譜的」なつながりがある「人」に対する差別だが、同時に「属地的」性質も持つ。かつ、今日では「属地(土地)」に依拠して部落出身者かどうか判定される。

**1968年：壬申戸籍の閲覧禁止**

**1976年：戸籍の閲覧制度廃止**



**部落解放運動のとりくみや人権擁護施策の進展によって戸籍による系譜的な身元調査が簡単にできなくなった。**

社会の近代化・都市化と共に、部落差別は「差別する側」の論理によって変容し、現代社会の「部落差別」が生まれている。

土地が「目印」になるのが、現代の部落差別の大きな特徴。

4

## 「みなし」「みなされる」差別

大阪府「同和問題の解決に向けた実態等調査」(2000年)

「あなたは部落出身ですか？」という質問。

「いいえ」「わからない」と回答した人の4割が

「部落差別を受けた経験がありますか」という質問に「はい」と回答。

つまり、自分は部落出身だと思っていないのに部落差別を受けた経験があるという人がいる。それはなぜか？

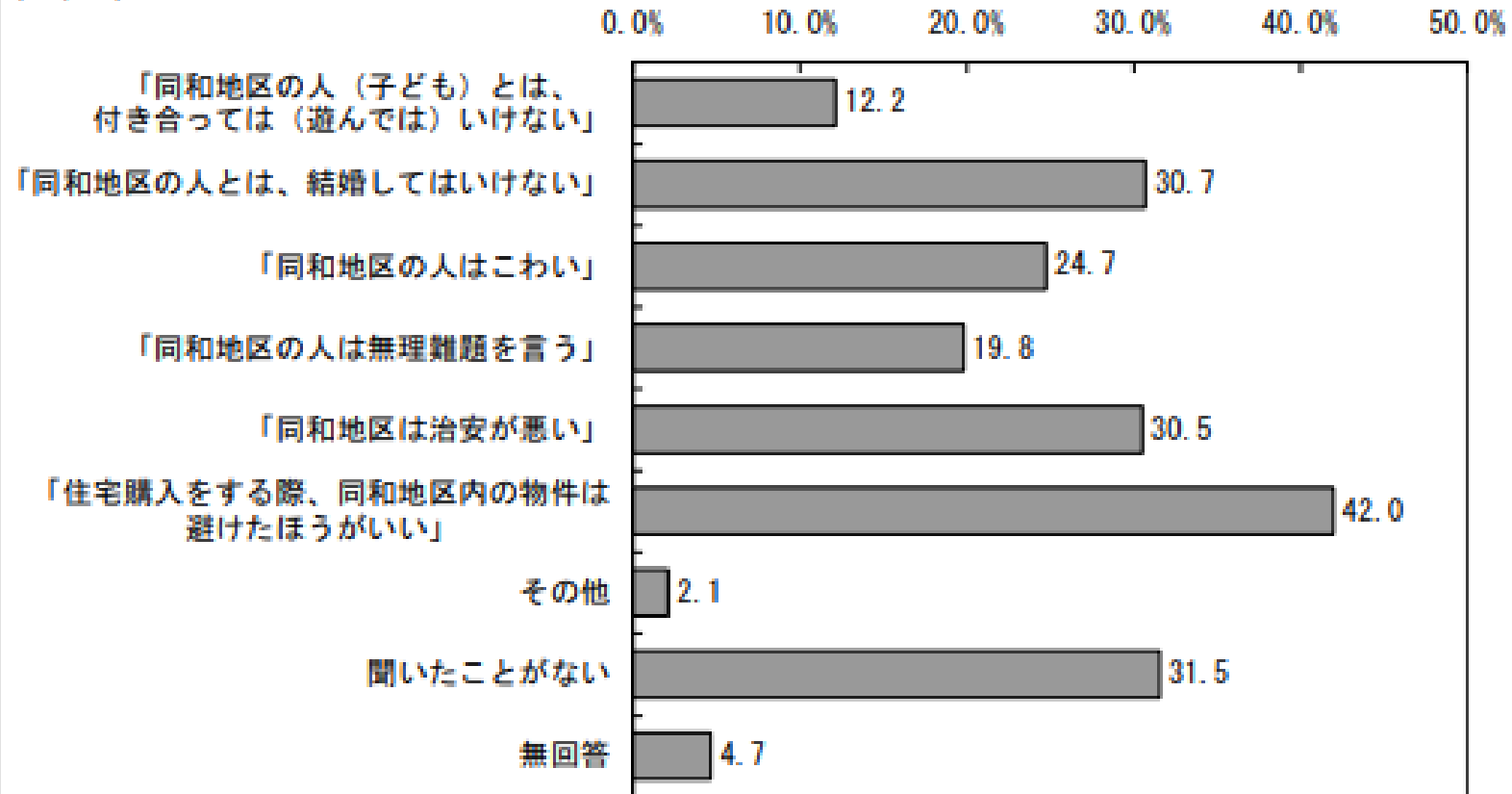
部落差別は本人の思い（自認）に関わらず、差別する側が「部落だ」と思ったら、差別の対象にされてしまうから。

属地的判定の広がりには「土地」を回避する意識と繋がっている。

「そこに住めば、自分も出身者だと思われるかもしれない」という不安が部落の土地を忌避する意識を強化し、不動産市場に影響を与えている。

図 同和問題に関して直接聞いたことがある発言

(N=1,661)



※同和問題に関して直接聞いたことがある発言は今回新たに設けた問のため、前回の調査結果はありません。

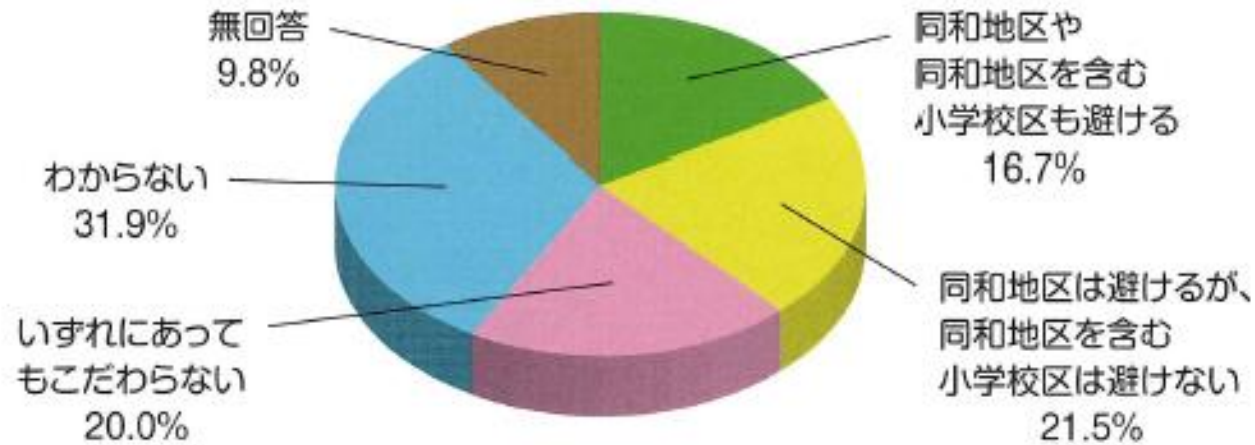
### 宝塚市「人権問題に関する市民意識調査報告書」（2016）

「同和地区内の物件は避けたほうがいい」 42.0%

「同和地区は治安が悪い」 30.5%

## 同和地区や同和地区を含む 小学校区内にある住宅の購入・賃貸

住宅を選ぶ際、同和地区や同和地区を含む  
小学校区内の物件を避けることがあると思うか



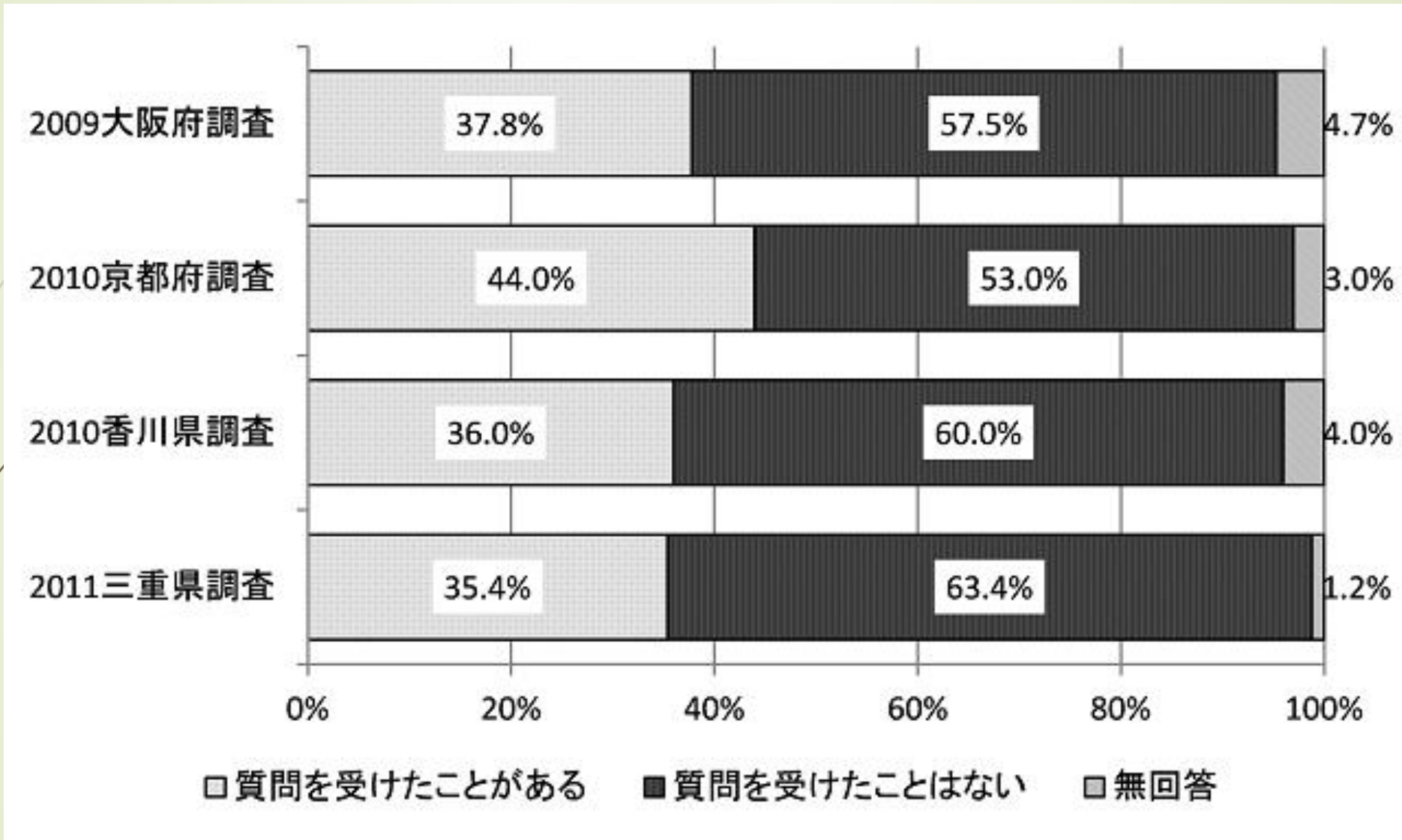
※割合を示す数値は端数処理しているため、回答比率の合計が100%になりません。

(人権についての姫路市民意識調査結果報告書から)

左のグラフは、姫路市が令和4年(2022年)2月に実施した「人権についての姫路市民意識調査」における同和地区への忌避意識に関する調査項目への回答の一部です。同和地区の物件を避けた割合は4割近くを占めています。このことから、未だに忌避意識から生まれる同和地区の土地等への差別意識が根強く残っていることがうかがえます。

# 宅建協会及び全日本不動産協会と連携して行った人権に関する実態調査

7



「物件が同和地区のものかどうか」

# 本格的なインターネット時代の到来と 差別事件の悪化（公然化、悪質化、扇動化）

8



事件 / 社会

姫路全裸遺体は [redacted] さん 現場  
の [redacted] は部落地域で地元人間も  
敬遠する危険地帯



# 部落差別解消推進法（2016年）の施行

9

## 第一条（目的）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、**情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている**ことを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。



【コタツ動画】部落かどうか見分けるには？

67万回視聴・2年前



【啓発】差別が嫌なら部落から引っ越せば良いのではないか

2.6万回視聴・3年前



【座学】如何にして同和住宅を見分けるか

82万回視聴・2年前



【座学】部落と名字について

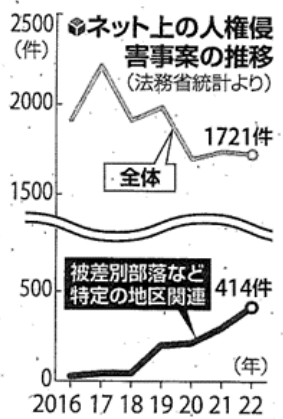
244万回視聴・3年前

# 地区示す投稿後絶たず

法務省によると、法務局が昨年に扱ったネット上の人権侵害事案は1721件で、5年前より約2割減少。

しかし、被差別部落など特定の地区を示す事案に限ると、過去10年で最多の414件で約10倍となっている。

インターネット上で被差別部落の地名や個人宅などをさらす投稿が後を絶たない。法務省によると、ネット上で被差別部落などを示し、人権を侵害する事案は増え続けており、同省は違法性があるものはプロバイダー（接続業者）などに削除を要請してきた。しかし、4割近くで対応がなされておらず、実効性ある対策が急務となっている。



## 被差別部落

### 削除要請 4割未対応

■10年で最多

動画投稿サイト「ユーチューブ」には、字幕とともに、被差別部落とされる地区を歩き、個人宅などを映した動画が多数公開されている。中には商店名や車のナンバーが映り込むものもある。自身が住む地区の動画が、視聴可能な状態となっている四国地方の50歳代の住民は取材に「ネットでさ

らして何がおもしろいのか。絶対に許せない」と憤る。法務省によると、法務局が昨年に扱ったネット上の人権侵害事案は1721件で、5年前より約2割減少。しかし、被差別部落など特定の地区を示す事案に限ると、過去10年で最多の414件で約10倍となっている。

ARC（アブダーク）は昨年、ユーチューブを運営するゲイグルに対し、差別的な動画の削除を求める署名活動を開始。一部投稿者による動画が削除されたという。しかし、ユーチューブには、別の投稿者による同種の動画が残り、他のサイトやSNSにも同様の投稿は後を絶たない。アブダークで活動する川口泰司さん(44)は「被書を

訴える団体が増え、投稿が顕在化しているのだろう。最近では隠語を用いるなど、ひどい投稿も増えている」と訴える。

■規約少なく  
2016年に施行された部落差別解消推進法は、国などに解消に向けた取り組みを求めている。同省は18年末以降、SNSの運営事業者や、接続業者に対し、差別の目的が

◆差別的な投稿の解消を図る主な取り組み

香川県	ネットの投稿内容を職員がモニタリング
和歌山県	20年に部落差別解消推進条例を改正し、プロバイダーの責務を定めた。部落差別が確認された場合、投稿の削除を求めている
ABDARC(アブダーク)	ネットの動画削除を求める署名活動
山口県 人権啓発センター	モニタリングや当事者からの相談に対応

あるか否かにかかわらず、特定の地区を被差別部落と示す投稿について削除を要請してきた。2022年の削除要請は計458件だったが、応じたのは295件と64%。削除率が82%の性的画像などに比べて低い。要請に強制力はなく、削除は事業者の判断によるところが大きい。

支援団体などによると、事業者の規約では、性的画像のほか、人種、障害、ジェンダーなどの差別を削除対象に定めるケースは多いが、被差別部落について触れるものは少ないとい

# 西日本新聞

いっしょに読みたい山  
季刊のぼろ  
番号、見出し、●●●●●●●●

2023年  
6月29日  
(木曜日)

ブルーロック展  
Addition Plus  
2023.7.1 7.30  
期間三軒が堀(三軒が堀)三軒が堀(三軒が堀)  
開催時間 午前10時～午後0時

# 部落公表二審も禁止

## 「差別されない権利」認定

東京高裁判決

### ネットに地名リスト

全国の被差別部落地名リストのインターネット上で公開や出版は差別を助長するとして、被差別部落出身者約230人が川崎市の出版社「示現舎」代表の男性(姓を相手取り、ネットでの公開禁止と出版差し止めを求めた訴訟の控訴審判決が28日、東京高裁であった。土田昭彦裁判長は、一審東京地裁判決と同様に原告との関連を認めた該当部分の公表禁止と損害賠償を命じた。公表禁止の範囲を広げ、賠償額も一審の計488万円から計250万円に増額した。

【25面に関連記事】

### 差し止め範囲拡大

土田裁判長は、法の下で、尊厳を保ちつつ平穏な平等を定めた憲法14条1項、生活を送ることができるとなるの趣旨を踏まえ、「人は、格別の利益を有する」と指摘し、差別を受けることな。摘、事実上、原告側が主張



被差別部落の地名リストを巡る訴訟の控訴審判決で「差し止め範囲大幅拡大」などと記された紙を掲げる原告側の弁護士。=28日午後、東京高裁前

# 「差別止めて」声届いた

## 東京高裁判決「画期的」と評価

### 部落地名リスト訴訟

「画期的な判決」「思いを受け止めてくれた」。被差別部落の地名リストの出版差し止めなどを求めた訴訟の控訴審判決で東京高裁は28日、原告が求めた「差別されない権利」を実質的に認め、差し止めの対象も元都府県から31都府県に拡大した。また、リストに記載された残り10県は「一審に続き対象外。原告からは「裁判闘争には限界がある。差別を禁止する法律が必要だ」と訴える声が続いた。【一面参照】

### 「禁止法」求める声も

「差し止めの範囲が拡大された」と。全国の被差別部落出身者らでつくる部落解放同盟の小宮崎樹・佐賀県連合会書記長(行)は「全面勝利ではないが、主張が認められて正しい100人以上の原告から拍手が湧き上がった。新たに差し止めが認められたのは佐賀や長崎など5県。



それが強く主張してきた「差別されない権利」が認められたと声を張り上げると、井護団の指原昭一弁護士

# 「恐怖の中に置かれている」被差別部落住民、投稿削除の仮処分を申請

🔒 有料記事

森下裕介 小若理恵 2023年11月6日 16時53分



全国の被差別部落の地名を巡る記事や写真などが掲載されたウェブサイトで、憲法が保障する人格権などを侵害されているとして、被差別部落に住む70代の男性が6日、投稿の削除を求める仮処分を大阪地裁に申し立てた。投稿は社会に根深く残る部落差別を助長・固定化させるとし、男性側は「差別されない権利の侵害」とも主張する。

## 解放新聞

2022年4月15日

奈良県調査では…

問い合わせを差別だと認識できていない業者が少なからず存在する。

6割弱が問い合わせに「ありのまま答える」と回答。

Q、どんな場合であっても教えてはいけない

「思わない・あまり思わない」4割強

人権研修への参加や社内研修の実施の徹底、「回答しなくても宅建業法47条に抵触しない」との国土交通相答弁（2010年5月）の周知徹底を求めた。

## 不動産めぐる差別解消へ

## 関係団体と話し合い

奈良

## 問い合わせの割合

【奈良支局】不動産購入を理由とする行政等への同和地区間い合わせが多いことから県連任環境・住宅政策推進部は1月18日、奈良市中・奈良労働会館で、奈良県宅建建物取引業協会と全日本不動産協会奈良県本部、県建築安全推進課と話し合いをおこなった。県からは人権推進課、地域教育課も出席した。

話し合いでは、県建築安全推進課が9月にとりまとめた「第2回宅建建物取引業者に対する人権問題についてのアンケート調査結果」をもとに意見交換した。一般顧客から同和地区かどうか問われた経験は、4割弱の業者が「あった」と回答。そのうち8割強の業者が調査会社の調査員や業者から質問を受け、取引物件と無関係な地域や地区の質問も一部の業者が受けて

いた。こうした実態を西県本部が把握できていないことについて、県連から情報収集の仕組みづくりを提案した。問い合わせを差別だと認識できていない業者が少なからず存在し、6割弱が問い合わせに「ありのまま答える」と回答。「こんな場合であっても教えてはいけない」とは「思わない・あまり思わない」との回答が4割強あったことについて

も、人権研修への参加や社内研修の実施の徹底、「回答しなくても宅建業法47条に抵触しない」との国土交通相答弁（2010年5月18日）の周知徹底を求めた。このほか、西県本部で決定した「あらゆる差別の撤廃にむけた不動産業界としての申し合わせ」の認識・理解度が低く、その改善策と顧客対応での活用を徹底を要請した。

## 【宅建業法47条1号】

宅建業者が、業務に関し、故意に重要な事項を告げず、不実の事項を告げることを禁止し、違反したときは業務停止処分の対象に止まらず、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処せられ、またはこれを併科される。

「**衆議院ホームページ国土交通委員会の会議録議事情報**」

「**第174回 2010年（平成22年）5月18日第20号**」掲載の国土交通大臣答弁から抜粋

「取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなければ宅建業法第47条に抵触するかとの問い合わせがあるかどうかということも聞いております。

これは、答えを言いますと、抵触するかというのは、**抵触しないわけです。** そんなことは答えなくていいというのが宅建業法の47条であります……」

# 大阪府「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」 (1985年3月27日)

16

(目的)

同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(2011年)

「土地調査等を行う者」に対して「調査又は報告の対象となる土地及び周辺の地域に同和地区があるかなにかについて調査し、または報告しないこと」などが追加された。

同和地区の所在に関する  
質問には  
お答えしませせん!

私たち  
宅建業者は

私たち、宅建業者は憲法で保障された居住の自由に関わる仕事をしています。宅建業者が、同和地区であるかどうかを調査したり、教えたりすることは法令等に抵触します。予断と偏見をなくし、お互いの人権を尊重し、差別のない明るい社会をつくりましょう。

大阪府の宅地建物取引業法に基づく指導監督基準

取引の対象となる地物が同和地区に所在するかどうかについて調査すること又は取引関係者に表示することを禁止しています。

宅地建物取引業法第47条第1項と同和地区に関する告知

取引相手から同和地区の所在について質問を受けた場合、回答しなくても宅地建物取引業法第47条に抵触しません。

大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

府の区域内の土地の取引に関連して自己の営業のために調査等を行う事業者が、対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかなにかについて調査し、又は報告することや同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることを表示することを禁止しています。

不動産に関する人権問題連絡会-大阪府

■不動産に関する人権問題連絡会(部不問)

- 大阪府宅建業者協会
- 大阪府不動産協会
- 大阪府地産地消推進協議会
- 大阪府消費者生活センター
- 大阪府労働組合連合会
- 大阪府障害者権利保障推進協議会
- 大阪府高齢者生活支援協議会
- 大阪府障害者権利保障推進協議会
- 大阪府障害者権利保障推進協議会



不動産取引に関わる方、不動産の購入や賃貸等をご検討の皆さまへ

## 土地の取引にかかる 差別問題について

土地の取引にかかる差別問題とは、不動産や住宅を選ぶ際に同和地区や同和地区に関連のあることを理由に購入や賃貸契約等を避けようとする部落差別のことを言います。

この問題を発生させる要因としては、同和地区やその近隣地（土地）に関わると、社会や世間から同和地区出身者と見なされてしまうと感じ、それを避けようとする意識や思い込みから、これらの地区等を避けようとするのが考えられます。

**Q** 土地の取引にかかる差別問題とは、具体的にどのような行為を指すのでしょうか。



**A** 対象の土地が同和地区であるかどうか「調べること」、「答えること」、「教えること」です。これらの行為は差別あるいは差別につながる行為であり、許されないことです。



### 差別につながる土地調査は頼まない、調べない、答えない

住んでいる土地によって差別することは人権を侵害することです。宅地建物取引業者は、取引物件について「〇〇町が同和地区かどうか教えてほしい」といった問い合わせに対して、調査したり回答することは不当な差別につながるという正しい認識をもち、そのような回答は拒みましよう。

当然、宅地建物取引業法第47条で規定する重要な事実の不告知には該当せず、逆に回答することが差別的な行動となります。

また、物件購入希望者においても、宅地建物取引業者等に対し同和地区かどうか調査を頼むことはしてはいけないことです。

宅地建物取引業者・宅地建物取引士の皆様へ

## 同和地区に関する質問には 答えないでください。

○ 相手方から同和地区について質問を受けた場合、回答しなくても**宅地建物取引業法第47条第1項に違反しません!**

○ 取引の対象となる物件が同和地区に所在するか、あるいは同和地区を校区に含むか、調査をすること又は取引関係者に教示することは、**指導・監督の対象となります!**



✓ 宅地建物取引を進めるにあたって、取引成立や営業活動を優先するあまり、基本的人権を無視した言動をしてしまったことはないでしょうか。不動産取引において、「同和地区」といった理由で、消費者や住民が予断と偏見で差別されるのは許されません。

✓ 今なお「同和地区」といった理由で差別を受けられる方がおられ、苦しんでいます。そのような状況においては、同和地区に関する質問に回答することや、調査をすること自体が差別を助長します。

✓ 業務の執行においては、より高度な社会的責任と信頼性を要求されていることを自覚し、人権問題への正しい理解とその実践に努めてください。

## お客さんからの問い合わせに対する答えの例（京都府HPから抜粋）

18

### Q 1. この地区は同和地区（又は校区）か？

どうして同和地区かどうかをお知りになりたいのでしょうか？

私たち宅地建物取引業者は、同和地区かどうかといった問い合わせについて、お答えすることはいたしません。

また、宅地建物取引業法上も答える必要はありません。

私たちは憲法で保障された居住の自由に関わる仕事をしています。

同和問題の解決は、私たち一人ひとりが自らの課題として取り組まなければなりません。

同和地区であるかどうかを調査することは差別につながる恐れがあり、同和地区（又は校区）であるのなら宅地建物を購入しない、入居しないとすることは、そこに住む方々に対する差別行為に当たります。

## お客さんからの問い合わせに対する答えの例（京都府HPから抜粋）

19

### Q 2. 同和地区だから契約の申込みを撤回したい（契約を解除したい）

同和問題は憲法で保障されている基本的人権に関わる重大な問題であり、私たち一人ひとりが協力して解決していかなければならない問題です。同和地区又は同じ校区であるという理由で、宅地建物を購入しない、入居しないということは、そこに住む方々に対する差別行為に当たります。

### Q 3. 「なぜ、この地区が同和地区(又は校区)で あることを教えてくれなかったのか」

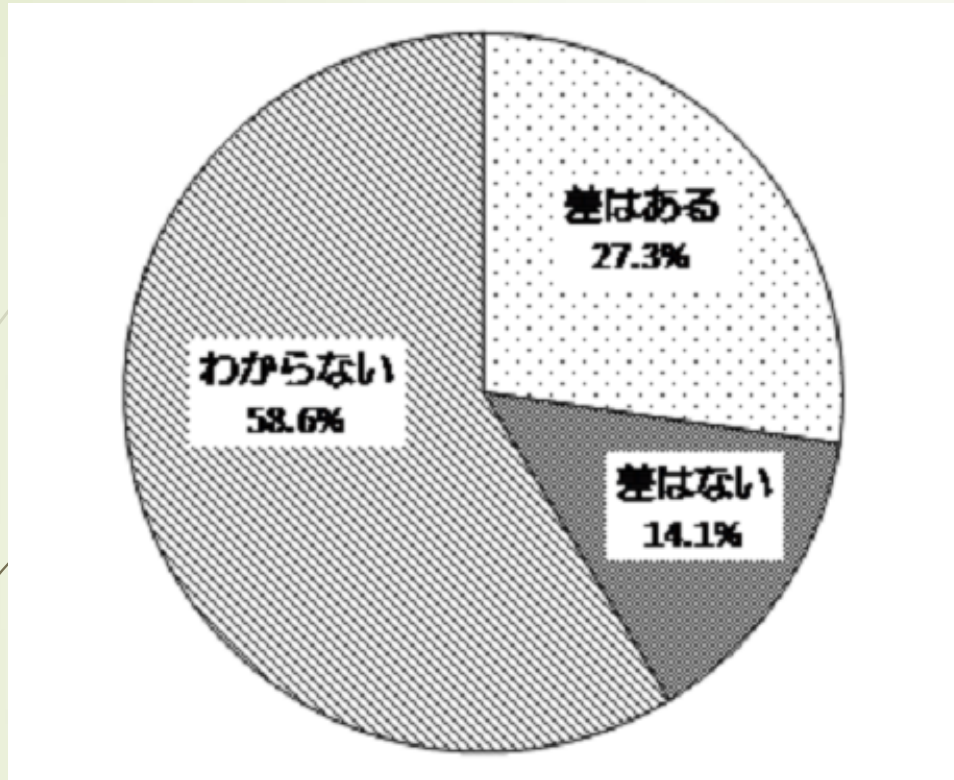
同和地区又は同じ校区なら購入しない、入居しないというのは、そこに住む方々に対する差別行為に当たります。

私たち宅地建物取引業者は、憲法で保障された居住の自由に関わる仕事をしており、同和地区かどうかといった差別につながる恐れのある問い合わせにはお答えすることはいたしません。

また、宅地建物取引業法上も答える必要はありません。

# 宅建業者に対するアンケート調査（2017年／三重県）

20



「同和地区内の物件と同和地区外の物件で実勢価格の差はあるか？」との質問。

**「差はある」 27.3%**

**「差はない」 14.1%**

不動産も、需要と供給の関係において価格が形成される。  
忌避意識は、部落（同和地区）の土地に対する市場の需要を抑えこみ、結果として「同和」地区の土地価格を相対的に引き下げる。これが土地差別の問題点。

**部落差別は個人の心理的な問題にとどまらず、社会システムに組み込まれている。**

## お客さんからの問い合わせに対する答えの例（京都府HPから抜粋）

21

### Q4.「この物件は同和地区にあるから安いのか？」

物件の値段は、主にその物件の土地の価値や建設などにかかったコストによって決まります。

土地の価値を決定しているものには、公示価格や交通の利便性など様々な要因があります。

「同和地区にある物件だから安くなる」という考えは、同和問題を正しく理解されていないことであり、偏見のあらわれであるといえます。

ご自身が妥当な価格だと思われたのであれば、それが正当な価格ではないでしょうか。

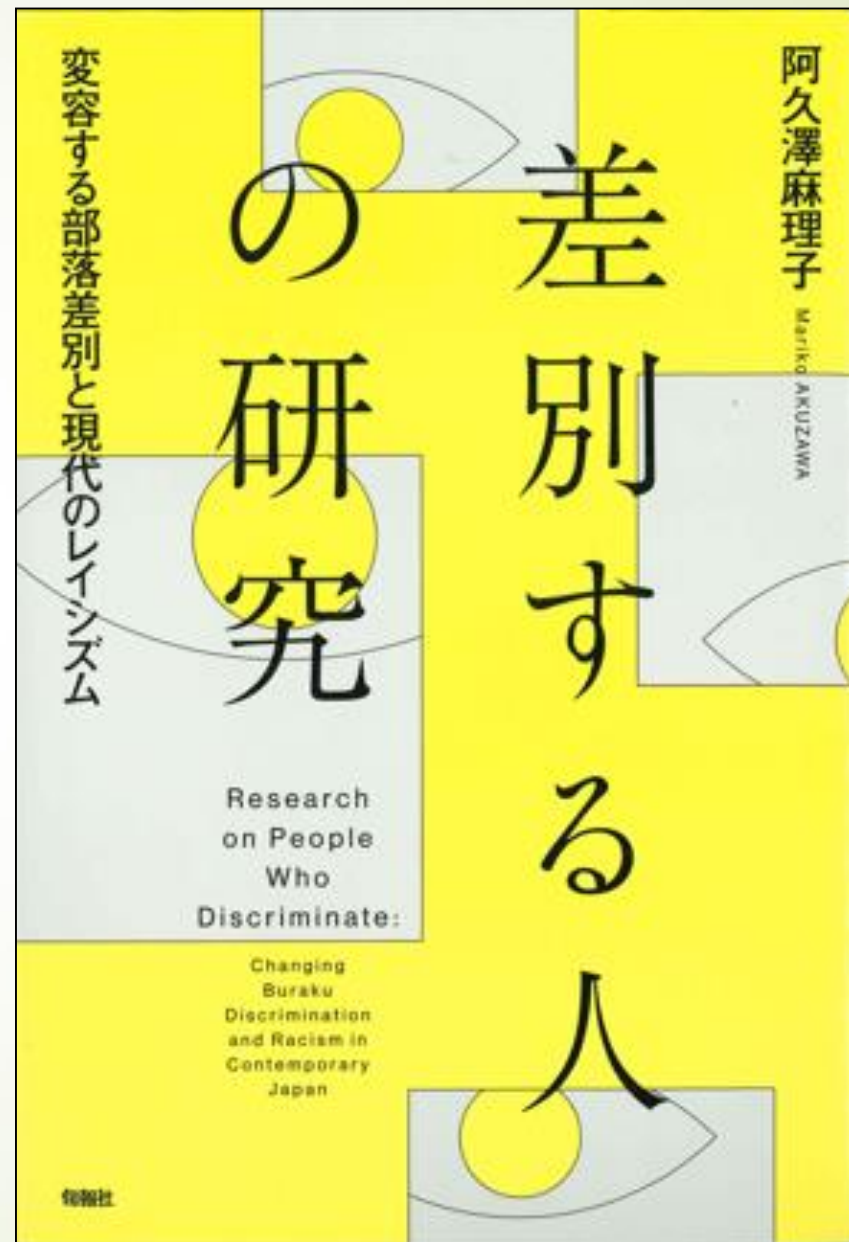
# 土地差別

## 部落問題を考える

奥田 均  
Okuda Hitoshi



解放出版社



# さいごに－部落出身者としての思い

23

## (1) 私自身の体験から...

- ・引っ越しに際して
- ・結婚差別の相談
- ・顧客にも、同僚にも、かならず当事者性を持つ人がいるという意識。

## (2) 土地差別問題の解決を

- ・「人」に対する差別には敏感だが「土地」への差別には感度が鈍る。

対人的な場面では自分の態度を直接表明することになるが、土地の問題は部落差別が市場（マーケット）の中に組み込まれた結果であり、自分の意識や態度のありようを変えるだけでは解決しない。

しかし...

みなさん、一人ひとりがその「忌避意識・差別構造」を切り崩す主体であるということを考えていただきたい。